

学校法人会計基準等に関するQ&A	更新日等
1. 全般	更新なし
2. 収入・支出	更新なし
3. 資産・負債	2026年3月23日更新
4. 純資産	更新なし
5. 計算関係書類	2026年3月23日更新
6. その他	2026年3月23日更新

学校法人会計基準等に関するQ&A				更新なし
1. 全般	No.	質問		回答

学校法人会計基準等に関するQ&A				更新なし
2. 収入・支出	No.	質問		回答

学校法人会計基準等に関するQ&A		2026年3月23日更新	
3. 資産・負債	No.	質問	回答
	(1)	<p>本学では、常勤の役員（週に4日出勤）へ賞与、退職金を支払っていますが、この役員への賞与引当金、退職給与引当金を計上するか否か検討しています。</p> <p>各種資料においては、賞与引当金については、賞与（教員）、所定福利費（教員）、賞与（職員）、所定福利費（職員）毎に記載する形式となっており、役員について記載しているものを見かけません。</p> <p>会計基準では役員の賞与に対する引当金は想定されていないのでしょうか。</p> <p>また、役員退職金の引当金について、計上の可否、計上するか否かの判断の方法をご教示いただけますと幸いです。</p>	<p>・役員退職金の引当金について</p> <p>学校法人会計基準第11条第2項は、「退職給与引当金のほか、引当金については」と規定しており、賞与引当金に限らず、令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「第一 引当金について（第11条第2項関係）」において示した「①将来の特定の事業活動支出であること、②その発生が当該会計年度以前の事象に起因するものであること、③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積ることができること」という4つの要件を満たすものについて、引当金として計上することが適切と考えています。</p> <p>役員の退職引当金も同様ですが、具体的にどの引当金を計上する必要があるかという点については、学校法人の経営・財務状況により多様であることから、各学校法人の状況に応じて個別に判断いただくようお願いいたします。</p> <p>・役員賞与について</p> <p>引当金の計上要件に該当する場合は、役員賞与に対して引当金を計上することも想定されます。一般に、役員賞与規程が定められており、発生の可能性が高く、金額を合理的に見積りできる場合は計上することが適切と考えられます。</p>
	(2)	<p>学校法人会計基準や令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」には、「賞与引当金」の文言が無いが、賞与引当金は必ず計上しなければならぬですか。</p> <p>また、修繕引当金など他の引当金も計上必須でしょうか。</p>	<p>学校法人会計基準第11条第2項は、「退職給与引当金のほか、引当金については」と規定しており、賞与引当金に限らず、令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「第一 引当金について（第11条第2項関係）」において示した「①将来の特定の事業活動支出であること、②その発生が当該会計年度以前の事象に起因するものであること、③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積ることができること」という4つの要件を満たすものについて、引当金として計上することが適切と考えています。</p> <p>具体的にどの引当金を計上する必要があるかという点については、学校法人の経営・財務状況により多様であることから、各学校法人の状況に応じて個別に判断いただくようお願いいたします。</p>

	<p>(3) 新基準に「賞与引当金」の論点が出ていますが、私大退職給与引当金と同様に、必ず引当金を計上しなければならないものなのでしょうか。それとも、計上することができるという位置づけなののでしょうか。</p>	<p>令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「第一 引当金について（第11条第2項関係）」において示した通り、「①将来の特定の事業活動支出であること、②その発生が当該会計年度以前の事象に起因するものであること、③発生の可能性が高いこと、④金額を合理的に見積ることができること」という4つの要件に該当する場合は、引当金として計上することが適切です。</p>
	<p>(4) 学校法人会計基準第11条第2項に基づき新たに賞与引当金を計上する必要があると承知しているが、賞与引当金の算出方法等についてご教示願います。</p>	<p>算出方法等、賞与引当金の見積りに関し、実際の判断にあたって考慮すべき要素は学校法人の経営・財務状況により多様であることから、各学校法人の状況に応じて個別に判断いただくようお願いいたします。</p>
	<p>(5) 令和7年度分の賞与引当金の繰り入れが必要と思われますが、どの科目で処理するのが適切であるかを確認させてください。</p>	<p>学校法人の判断により処理いただければと思いますが、事業活動収支計算書の「教育活動収支」の大科目「人件費」に小科目「賞与引当金繰入額」を追加していただく等によることが考えられます。</p>
	<p>(6) 賞与引当金と賞与引当特定資産の決算書(予算書)の勘定科目は明確に通知されるのでしょうか。 法定福利費等の処理の方法も併せて通知されるのでしょうか。</p>	<p>賞与引当金と賞与引当特定資産の決算書(予算書)の勘定科目及び法定福利費等の処理の方法について、通知する予定はありません。 勘定科目については、各学校法人で適当な科目を設定ください。なお、流動負債の部に計上する賞与引当金に対応した支払資金の資産計上科目については、固定資産に特定資産「賞与引当特定資産」として計上するよりも、流動資産（例：現金預金、有価証券）として計上することの方が、貸借対照表における流動資産と流動負債の対比の観点から有用と考えられます。 賞与引当金の計上に伴い発生する法定福利費の会計処理については、他会計制度では未払費用として計上することが一般的ですが、学校法人会計では「未払費用」勘定が用いられないこと、賞与に付随する法定福利費の支出と考えられることに鑑み、「賞与引当金」に含めて計上することが考えられます。</p>

学校法人会計基準等に関するQ&A			更新なし
4. 純資産	No.	質問	回答

学校法人会計基準等に関するQ&A		2026年3月23日更新	
5. 計算関係書類	No.	質問	回答
5-1. 貸借対照表			
5-2. 事業活動収支計算書			
5-3. 資金収支計算書			
5-4. 活動区分資金収支計算書			
5-5. 注記			
	(1)	子法人等の判定について 計算書類の注記に記載する子法人及び学校法人の出資による会社の判定は、いつ時点で行うのでしょうか。	<p>子法人、学校法人の出資による会社の注記の判定時期について以下のとおり整理しました。</p> <p>(1)子法人に関する事項（学校法人会計基準第40条第1項第10号） <u>当該会計期間中に子法人に該当する法人がある場合は、注記事項に記載すること。</u>ただし、子法人に該当しなくなった後の取引については記載を要しない。子法人は必ずしも学校法人の金額基準をもって重要性を判断できる関係性ではないため子法人に該当する場合は、子法人に該当するか否かの判定に重要性の判断を踏まえないこと。</p> <p>(2)学校法人の出資による会社に係る事項（同基準第40条第1項第11号） <u>当該会計期間中に学校法人の出資割合が総出資額の2分の1以上の会社がある場合は、注記事項に記載すること。</u> 平成17年5月13日付の17高私参第1号通知では、株式等の入手日を記載を求めていることに鑑み、期末日に当該会社に対する出資がない場合には、出資金の回収額及び回収月日の記載をすることが望ましい。</p>
	(2)	子法人の注記は、重要性がないという判断を行い省略することは考えられますか。	<p>子法人の注記として記載を求めているのは、概要、取引の関連図、取引の状況、債務に係る保証債務であるが、重要性が乏しいと認められる取引の関連図については、記載を一部省略することは可能です。</p> <p>なお、その他の項目については、令和8年度以降の計算書類作成に向けて、整理および検討を進めていく予定です。</p>
	(3)	子法人の注記が追加されたことにより、学校法人の出資による会社に係る事項、関連当事者との取引の内容に関する事項、及び学校法人間の財務取引についての整理についてなにか変化はありますか。	過去の通知を含め改めて整理しましたので別紙1をご参照ください。

	(4)	<p>重要な会計方針の変更についての注記記載例を教えてください。</p> <p>注記事項の「2. 重要な会計方針の変更等」の「(2) 賞与引当金の計上」については、「学校法人委員会研究報告第16号 計算書類の注記事項の記載に関するQ & A」のQ12において『変更の旨、変更理由及び当該変更が計算書類に与える影響額を注記する』とあることから、その旨、その理由及びその変更による増減額を記載する必要がありますと思われる。</p> <p>令和7年3月27日通知における記載例においては「増減額」の記載がないため、増減額を含めた記載例を提示して頂けますでしょうか。</p>	<p>以下のような形が想定されます。この例示に限らず、各学校法人の実情に応じて記載ください。</p> <p>(※特別収支に計上する特別措置を適用した場合の例示)</p> <p>(2) 賞与引当金の計上</p> <p>学校法人会計基準の改正により、引当金の計上基準が明確化されたことに伴い、当年度から計上している。これにより期首に計上すべき額として特別収支に〇〇円を計上し、当年度に賞与として支給した額から特別収支の計上額を除いた額及び支給は翌年度であるが当年度の支給対象期間に相応する額として、人件費に△△円を計上している。</p> <p>この結果、従来の方法と比較して教育活動収支差額、経常収支差額が××円減少（又は増加）し、基本金組入前当年度収支差額が□□円減少（又は増加）している。</p>
	(5)	セグメント情報の開示を求めますでしょうか。	セグメント情報は計算書類の注記事項の1つであり（学校法人会計基準第40条第1項第8号）、大臣所轄学校法人においては公表が義務付けられています。（私立学校法第137条、151条）
	(6)	複数の学校を設置していない場合の「法人部門」のセグメント情報における取り扱いについて教えていただきたい。	<p>セグメント情報における「学校法人部門」の業務の範囲は、令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」に記載のとおりです。</p> <p>また、設定すべきセグメントが、セグメント「その他」以外に一のみの学校法人については、その旨を注記した上で、セグメント情報の表示を省略できます。セグメント情報の表示を省略せず、セグメント情報を表示する場合で、「その他」セグメントが「学校法人部門」のみであれば、セグメント名称を「その他」に代えて「学校法人部門」とすることができます。</p>
	(7)	セグメント情報については、『大学・短期大学・高等専門学校以外の学校は、複数設置している場合であっても、一つのセグメントとすることができる』とされていますが、『することができる』だけで従来の部門表示でも問題ない認識でよいでしょうか。	従前の内訳表を踏まえ、各学校種ごとに表示することは問題ありません。

	<p>(8) 改正事項のうちセグメント情報について、大学に医学部等及び附属病院を内数として表示することとありますが、本学の場合大学と附属病院の収支合計は法人の収支の大半を占めることになり附属病院としての実態が見えにくくなる恐れがあります。このような恐れがありますが、改正内容の通りセグメント情報を表示してよいでしょうか。</p>	<p>医学部と附属病院を有する場合、令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「第二 セグメント情報について（第40条第1項第8号関係）」に記載のとおり、「うち、医学部等及び附属病院」セグメントを設け、「大学」セグメントの内数として表示いただきます。</p> <p>このような対応について、学校法人として「附属病院としての実態が見えにくくなる」という問題意識をお持ちで、「附属病院としても表示する」というご判断であれば、これに加え、附属病院の収支情報をセグメント情報の脚注に記載いただくことが一案として考えられます。</p>
	<p>(9) セグメント情報について、資金収支内訳表による按分に妥当性を持って按分している場合には、令和9年度以降も資金収支内訳表と同じ配分で記載することも有り得ますか。</p> <p>また、按分において気を付けなければいけないポイント（資金収支内訳表の按分とは必ず異なる按分になるものがある、など）があれば、教えてください。</p>	<p>複数のセグメントに共通する収入額及び支出額については、経済の実態を適切に表す配分基準（以下「配分基準」という。）により配分することとなり、これまでの資金収支内訳表による按分が、引き続き経済の実態を適切に表している合理的に説明できる場合は、令和9年度以降も資金収支内訳表と同じ配分で計上することができます。</p> <p>合理的に説明できない場合は、在籍者数、職員数、使用時間、面積等を用いて配分基準を合理的に設定してください。</p> <p>按分時に留意が必要なのは、複数のセグメントの業務を兼務する教職員の人件費で、これは、業務に従事する時間や兼務割合等、勤務実態を反映した配分基準に基づき各セグメントに配分する必要があります。ただし、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合は、その限りではなく、当該人件費を各セグメントに計上することができます。</p> <p>（令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「第二 セグメント情報について（第40条第1項第8号関係）」参照）</p>

	(10)	<p>セグメント開示について教えてください。</p> <p>具体的な事例で、医学部と医学部に紐ついた附属病院が複数（クリニック、健診センター含む）があり、一体で教育研究診療を進めています。</p> <p>このような状況から、セグメントで「大学」と「病院」を分けることはせず、「大学」の内書きに、「うち、医学部等及び病院」を記載して、それ以外に「その他＝学校法人」となるのだろうと考えている場合、学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）P4に記載の通り、注記を省略できると整理しても良いのでしょうか。</p>	<p>「新学校法人会計基準等説明会 学校法人会計基準の改正等について」（https://www.mext.go.jp/content/20250626-mxt_sigsanji-000038973_01.pdf）の説明資料16ページに“医学部・歯学部と、教育研究活動と一体的に診療業務を行う附属病院を一括したセグメント「うち、医学部等及び附属病院」を設け、セグメント「大学」の内数として表示する。”と記載があるため内数としてのセグメントがある場合は、1つとしてカウントされ注記省略に該当しないと考えられます。</p>
	(11)	<p>人件費についてセグメントに合理的配分で計上することについて、法人、大学、併設校で兼務している職員の人件費をどのように計上するか、ご教授いただきたいです。</p> <p>また、資金収支内訳表、事業活動収支内訳表、人件費内訳表とも一致する必要があるのでしょうか。</p>	<p>法人、大学、併設校で兼務している職員の人件費は、業務に従事する時間や兼務割合等、勤務実態を反映した配分基準に基づき各セグメントに配分します。ただし、発令の内容により人件費が明確に区分されている場合は、その限りではなく、当該人件費を各セグメントに配分します。</p> <p>（令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」の「第二セグメント情報について（第40条第1項第8号関係）」参照）</p> <p>資金収支内訳表等の配分基準（昭和55年11月4日付け「資金収支内訳表等の部門別計上及び配分について（通知）」）と、セグメント情報における経済の実態を適切に表す配分基準は異なる基準であり、内訳表とセグメントの数値は必ずしも一致するものではありません。</p>
5-6. 附属明細書	(1)	<p>注記事項や、附属明細書の様式テンプレートは提示されますでしょうか。</p>	<p>注記事項については、令和7年3月27日付け「学校法人会計基準の改正に伴う計算書類の作成等について（通知）」別添2の記載例をご参考ください。</p> <p>附属明細書の様式は、学校法人会計基準第五号様式から第七号様式をご参照いただくほか、文部科学省のホームページにExcel版の様式を掲載していますのでご参照ください。</p> <p>https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/1362110.htm</p>

学校法人会計基準等に関するQ&A		2026年3月23日更新
6. その他	質問	回答
6-1. 財産目録	<p>(1) 財産目録の様式は、各学校の実態に合わせて内容を一部変更することは可能でしょうか。それとも様式通りの順番を厳守しなければならないのでしょうか。</p> <p>また、記載内容は限定列挙なののでしょうか。</p>	<p>学校法人会計基準第45条において財産目録の区分表示項目を規定しており、これらは遵守していただく必要があります。</p> <p>財産目録の第八号様式における「1 土地」「2 建物」等の科目名や記載順序については、各学校法人の実態に合わせ、必要に応じて変更しても差し支えありません。</p> <p>また、「(1)校地」等、貸借対照表に記載した科目よりも詳細な内容については、学校法人の資産の内容や保有目的はさまざまであり、各学校法人の判断によるものと考えています。</p> <p>(財産目録の区分)</p> <p>第45条 財産目録は、貸借対照表の区分に準じて資産額と負債額とに区分表示するものとする。</p> <p>2 資産額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。</p> <p>一 基本財産（学校法人の設置する私立学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金をいう。）</p> <p>二 運用財産（学校法人の設置する私立学校の経営に必要な財産をいう。）</p> <p>三 収益事業会計資産（収益事業に必要な資産をいう。）</p> <p>3 負債額に係る項目は、次に掲げる項目に区分するものとする。ただし、第三号に掲げる項目は、学校法人が収益事業を行う場合に限り表示するものとする。</p> <p>一 固定負債（別表第一における大科目「固定負債」に計上する負債をいう。）</p> <p>二 流動負債（別表第一における大科目「流動負債」に計上する負債をいう。）</p> <p>三 収益事業会計負債（収益事業に必要な負債をいう。）</p>

	<p>(2) 私立学校法第106条では、事務所の備え付けを定時評議員会の日の“一週間前から”5年間となっております。</p> <p>一方、同法第107条では、財産目録等を定時評議員会から5年間となっております。</p> <p>実務的には大体、同じタイミングで作成するのですが、この一週間程度のタイムラグにはどういう趣旨・目的・背景があるのでしょうか。</p>	<p>計算書類等は、私立学校法第106条により「定時評議員会の日の1週間前の日」から備え置くとしたことで、事前の閲覧等が可能となり、評議員がいち早く法人運営や財産の状況を把握して評議員会に備えることができるようになりました。</p> <p>一方、財産目録等（財産目録、役員及び評議員の名簿、役員等に対する報酬等の支給基準）は、改正前の私立学校法第47条第2項においてこれら書類を「作成の日から」備置くことが規定されていましたが、法改正により「定時評議員会の日から」となりました（第107条）。これは、役員や評議員の任期が定時評議員会の集結の時までとされ（私立学校法第29条第1項等）、定時評議員会で新たな役員や評議員が選任されることもあり、財産目録、役員及び評議員の名簿、役員等に対する報酬等の支給基準のそれぞれで作成時期が異なることが想定され、備置きの事務が煩雑とならないようにしたものと考えられます。</p>
6-2. 予算	<p>(1) 予算資料について、様式に特段の定めがないという認識でよいか。これまでも様式が公開されておりましたが、標準的なものがあれば教えてください。（特に、前年度対比の要・不要についてご教授いただきたい）</p>	<p>予算の様式は省令等で定めがありません。各学校法人がこれまで使用してきた様式を活用することで差し支えありません。また、必ずしも前年度対比である必要はありません。</p>
6-3. 事業報告書	<p>(1) 事業報告書の附属明細書について、推奨のフォーマットがあればご教示ください。</p>	<p>推奨のフォーマットは特にありません。</p>
6-4. 私立学校振興助成法で定める提出書類等	<p>(1) 資金収支内訳表、事業活動収支内訳表、人件費内訳表は、私立学校振興助成法で定める提出書類とございますが、今回の法令改正対象外のため、こちらの作成ルールに変更はございませんでしょうか。</p>	<p>資金収支内訳表、事業活動収支内訳表、人件費支出内訳表は、新たに私立学校振興助成法施行規則に規定しました。記載内容や様式等は、改正前の学校法人会計基準において規定されていた内容を引き継いでいます。</p>

<p>6 - 5. 書類の提出</p>	<p>(1)</p>	<p>計算書類の提出の際、各様式はどのような順番となるのか教えていただきたいです。特に内訳表（事業活動収支内訳表、資金収支内訳表、人件費支出内訳表）を入れ込む位置についてお願いいたします。 また、第2号基本金の組入れに係る計画表と収益事業に係る計算書類の挿入位置についても、併せてご教授をお願いいたします。</p>	<p>計算関係書類を提出いただく際の書類の順序は、令和6年12月9日付け「私立学校振興助成法第14条第4項に基づく書類の提出等について（通知）」の「第一文部科学大臣への書類の提出について」の「3. 提出方法等について」にて以下のとおりご案内しています。（①と②は別冊となります。）</p> <p>① 計算書類及びその附属明細書 学校法人会計基準第一号様式から第四号様式、注記事項、第五号様式から第七号様式、収益事業の貸借対象表及び損益計算書の順 ※ 「基本金の組入れに係る計画集計表」は基本金明細書（第七号様式）の付表であるため、第七号様式の後に添付 ※ 計算関係書類の会計監査報告と、財産目録の会計監査報告が一体で作成されている場合、末尾に財産目録を追加</p> <p>② 内訳表 私立学校振興助成法施行規則の第一号様式から第三号様式の順</p>
---------------------	------------	---	--

別紙1

	判定基準	記載対象法人等と記載項目例	対象外取引	留意点
子法人に関する事項	当該会計年度内を対象として判定	<ul style="list-style-type: none"> ・記載対象法人：すべての子法人 ・記載項目例：概要（子法人の名称、事業内容、資本金の額、学校法人の出資金等、議決権の所有割合、役員の兼任等、他の注記事項との関係）、取引の関連図、取引の状況、保証債務 ・期末日時点において子法人では無くなった株式会社があった場合、出資の回収日、回収金額を追記することが望ましい。 ※ 3 	—	<ul style="list-style-type: none"> ・当年度に取引がない場合も、子法人の概要は記載すること。 ・重要性が乏しいと認められる取引の関連図については、記載を一部省略することは可能。なお、その他の項目については、令和8年度以降の計算書類作成に向けて、整理および検討を進めていく予定。
学校法人の出資による会社に係る事項	当該会計年度内を対象として判定	<ul style="list-style-type: none"> ・記載対象法人：出資割合が2分の1以上のすべての出資会社 ・記載項目例：名称・事業内容、資本金又は出資金額、学校法人の出資金額等・出資割合等・出資日等、他の注記事項との関係、 ・期末日時点において2分の1以上の出資割合では無くなった会社があった場合、出資の回収日、回収金額を追記することが望ましい。 ※ 1 	—	
関連当事者との取引の内容に関する事項	当該会計年度内の取引で取引開始日に関連当事者に該当するかで判定	<ul style="list-style-type: none"> ・記載項目例：属性、役員法人等の名称、住所、資本金又は出資金、事業内容又は職業、議決権の所有割合、関係内容、取引の内容・金額、勘定科目・期末残高、他の注記事項との関係 ※ 1、3 	<ul style="list-style-type: none"> ①ア. 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引イ. 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払いウ. 当該学校法人に対する寄附金 は、注記を要しないこと。 ②財務上又は事実上の関係から法人の意思決定に関し重要な影響を及ぼさないことが明らかな場合には対象外とすること。 ※ 1 ・重要性があると認められる場合には、記載するものとする。 	—
学校法人間の財務取引	当該会計年度内に発生した取引及び期末日において残高があるかで判定	<ul style="list-style-type: none"> ・記載項目例：学校法人名、住所、取引の内容、取引金額、勘定科目、期末残高、他の注記事項との関係 ※ 2、3 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要性があると認められる場合には、記載するものとする。 ※ 2 	—

	文書番号、発出日	文書名	URL
※ 1	17高私参第1号 平成17年5月13日	学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）	https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/shinkou/07021403/001/002/003.htm
※ 2	25高私参第8号 平成25年9月2日	学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成について（通知）	https://www.mext.go.jp/content/20250526-mxt_sigsanji-000038973_10.pdf
※ 3	6高私参第27号 令和7年3月27日	学校法人会計基準の一部改正に伴う計算書類の作成等について（通知）	https://www.mext.go.jp/content/20250526-mxt_sigsanji-000038973_15.pdf